

# 人事・労務に役立つ NEWS LETTER

## 月刊くろうど

2020

8

クワッド社会保険労務士事務所

TEL:084-983-1198 e-mail:info@kuroudo-sr.com

Vol.39

1 ゆんたくひんたく

3 契約書の押印の効力について

2 失業等給付「被保険者期間」の算定方法変更

4 令和2年度 地域別最低賃金額改定の目安

発行元:クワッド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目8-27 ポートビル4F

## ゆんたくひんたく

橋本です。いつも大変お世話になっております。

先月の案内通り、今回は「オフィス解約の増加」について語らせていただきます。

オフィス仲介の三鬼商事が発表した6月の東京都心5区(千代田、中央、港、新宿、渋谷)のオフィス平均空室率は1.97%、前年比0.33ポイント上昇しています。札幌、仙台、横浜、名古屋、大阪、福岡においても2ヶ月から4ヶ月連続で空室率は上昇しており、コロナ禍によるオフィスの解約・縮少移転が急増しているようです。

この動きは、固定費削減という理由だけではなく「テレワークへの転換はそれほど難しくないと」いう会社の気付きが大きく影響していると思っています。コロナ禍で強制的に在宅勤務に追い込まれましたが、会社と従業員の「何とかしよう」「何とかなる」というパワーとスピード感にはすまじいですね。2020年は働き方が変わる一大転換点を迎えそうです。

その一斉、日本総研では、仮に全就業者の1割がテレワークを続けた場合、東京都心のオフィス空室率は15%近くに跳ね上がると試算。オフィス賃料も2割程度下落すると予想しています。新型コロナウイルスの感染拡大に伴うテレワークの浸透は、オフィスの存在意義を大きく変えてしまい、好調だったオフィス需要の先行きは厳しい状況になりそうです。

さて、私たちの事務所でもウィズコロナ時代に通用する働き方ができるよう、職場を少しずつ変えています。営業時間短縮(8月17日から)もその一つですが、将来的には在宅勤務率80%でも今までとほぼ変わらないサービスが提供できる職場を実現できれば最高だと思っています。道のりは険しいと思いますが、挑戦し続けます。

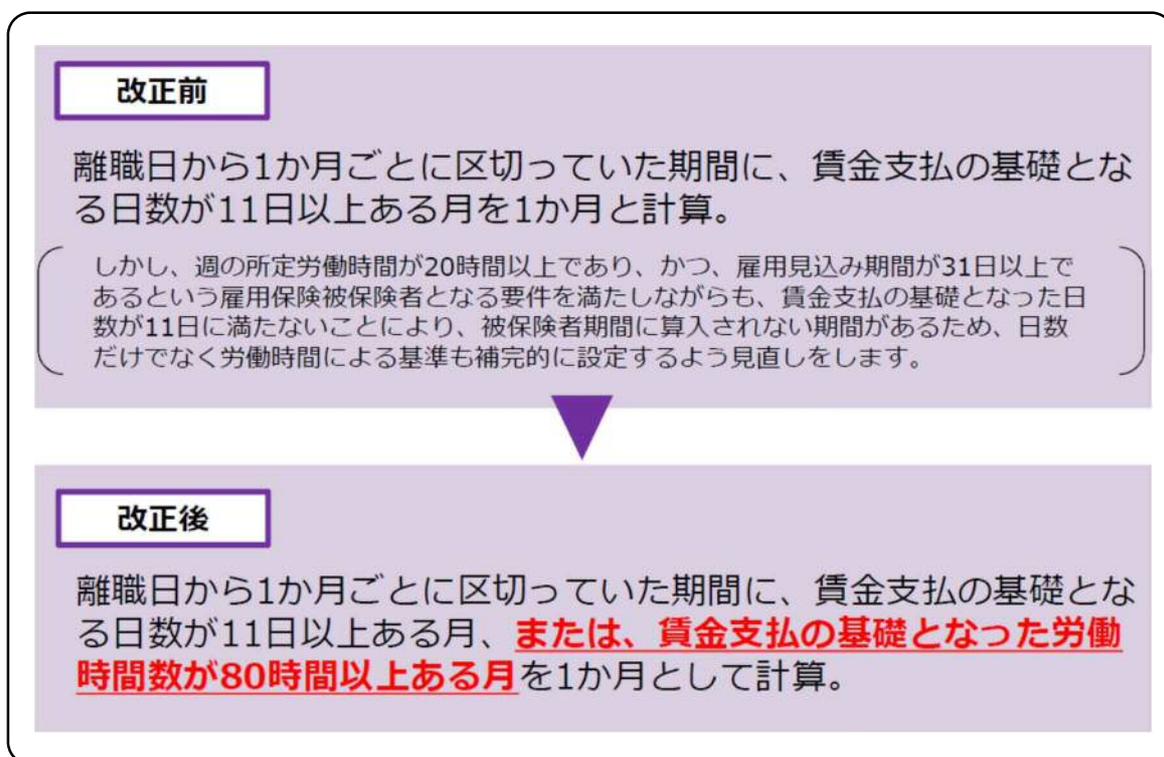
それでは、今後ともよろしくお願いいたします。

「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）」により、失業等給付の受給資格を得るために必要な「被保険者期間」の算定方法が改正されました（令和2年8月1日施行）。そのポイントを確認しておきましょう。

—— 失業等給付の受給資格を得るために必要な「被保険者期間」の算定方法の改正 ——

失業等給付の支給を受けるためには、離職をした日以前の2年間に、「被保険者期間」が通算して12か月以上（特定受給資格者または特定理由離職者は、離職の日以前の1年間に、「被保険者期間」が通算して6か月以上）あることが必要です。

この「被保険者期間」の算定方法が、令和2年8月1日以降は、以下のように改正されます（厚生労働省の資料より）。



★今回の改正を踏まえ、離職日が令和2年8月1日以降の方の「離職証明書」の記載方法も変更されます。不明な点があれば、気軽にお尋ねください。

お仕事  
カレンダー  
8月



8/11	<ul style="list-style-type: none"> <li>7月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付</li> </ul>
8/31	<ul style="list-style-type: none"> <li>7月分健康保険料・厚生年金保険料の納付</li> <li>6月決算法人の確定申告と納税・12月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）</li> <li>9月・12月・翌年3月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）</li> <li>令和2年度の高年齢雇用状況報告書・障害者雇用状況報告書の提出期限（今年度に限り8月末まで延長）</li> <li>令和2年度の労働保険料の年度更新申告書の提出・納付期限（今年度に限り8月末まで延長）</li> </ul>

民間における押印慣行は、テレワークの推進の障害の一つとされていますが、その見直しに向けた自律的な取組が進むよう、内閣府、法務省及び経済産業省がQ&Aを作成し、公表しました。そのポイントを確認しておきましょう。

●冒頭の間が話題に！（問1）

問 契約書に押印をしなくても、法律違反にならないか。

答・私法上、契約は当事者の意思の合致により、成立するものであり、書面の作成及びその書面への押印は、特段の定めがある場合を除き、必要な要件とはされていない。

・特段の定めがある場合を除き、契約に当たり、押印をしなくても、契約の効力に影響は生じない。



●また、他のQ&Aから要点を拾うと、次のようなことが書かれています。

テレワーク推進の観点からは、必ずしも本人による押印を得ることにこだわらず、不要な押印を省略したり、「重要な文書だからハンコが必要」と考える場合であっても、押印以外の手段で代替したりすることが有意義であると考えられる。

●最後に、次のような間が紹介されています。（問6）

問 文書の成立の真正を証明する手段を確保するためにどのようなものが考えられるか。

答・次のような様々な立証手段を確保しておき、それを利用することが考えられる。



①継続的な取引関係がある場合→取引先とのメールのメールアドレス・本文及び日時等、送受信記録の保存

②新規に取引関係に入る場合

→契約締結前段階での本人確認情報（氏名・住所等及びその根拠資料としての運転免許証など）の記録・保存

→本人確認情報の入手過程（郵送受付やメールでのPDF送付）の記録・保存

→文書や契約の成立過程（メールやSNS上のやり取り）の保存

③電子署名や電子認証サービス活用（利用時のログインID・日時や認証結果などを記録・保存できるサービス含む）

★行政手続ではハンコが必要となることがまだまだ多いですが、民間同士の契約においては必須ではないということが明確にされており、脱ハンコに動く企業が増えてくると予想されます。政府は行政手続における脱ハンコの議論も進めていますので、動きがあればお伝えします。

 **KurouDoからのお知らせ**  
CHECK

当事務所は、以下の期間、夏季休暇とさせていただきます。

期間：8月13日（木）～8月16日（日）

なお、8月17日（月）から営業させていただきます。

休暇中に頂戴したメール等につきましては、8月17日より順次ご対応させていただきます。

ご不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

## トビのマーク 令和2年度の地域別最低賃金額改定の目安について

令和2年7月に開催された「中央最低賃金審議会」で、令和2年度の地域別最低賃金額改定の目安について調査・審議した結果が取りまとめられました。

- 今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用への影響を踏まえ、引き上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当。
  - ・1円以上の有額の目安を示さなかったのは、平成21年以来であり、目安が時間額に統一された平成14年度以降5回目。
  - ・地方最低賃金審議会においても、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望。
- 今後は、各地方最低賃金協議会でこの結果を参考にし、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、各都道府県が地域別最低賃金額を決定。

★ 来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環持続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、賃上げしやすい環境整備に取り組みつつ、最低賃金については更なる引き上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行う予定です。

なお、このまま上げ幅が0円の場合は、中国・四国地方9県の目安額は以下の通りです。

上げ幅	都道府県（目安額）
+0円	・広島県（871円）
+0円	・岡山県（833円） ・山口県（829円） ・香川県（818円） ・徳島県（793円） ・島根県（790円） ・愛媛県（790円） ・鳥取県（790円） ・高知県（790円）



読者の皆さまへ

- ① 皆さまのご意見、ご感想をお待ちしております。随時お寄せ下さい。
- ② ニュースレターの内容を無断で複写・転載することは著作権の侵害となります。くれぐれもおやめください。
- ③ ニュースレターで取り上げた内容は、直面した事実をありのままに記載しているのであって、個人や団体を誹謗中傷するものではありません。誤解のないようお願いいたします。

クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目8-27 ポートビル4F

TEL 084-983-1198 e-mail info@kuroudo-sr.com